

障発 0 3 3 1 第 5 号
令和 4 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障 害 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）」等の一部改正に伴い、別紙のとおり改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いする。

(別紙)

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う
実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
長通知）【新旧対照表】

改 正 後	現 行
障 発 0330 第 16 号	障 発 0330 第 16 号
平成 24 年 3 月 30 日	平成 24 年 3 月 30 日
一 部 改 正 障 発 0329 第 20 号	一 部 改 正 障 発 0329 第 20 号
平成 25 年 3 月 29 日	平成 25 年 3 月 29 日
一 部 改 正 障 発 0930 第 2 号	一 部 改 正 障 発 0930 第 2 号
平成 25 年 9 月 30 日	平成 25 年 9 月 30 日
一 部 改 正 障 発 1226 第 4 号	一 部 改 正 障 発 1226 第 4 号
平成 26 年 12 月 26 日	平成 26 年 12 月 26 日
一 部 改 正 障 発 0331 第 26 号	一 部 改 正 障 発 0331 第 26 号
平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 3 月 31 日
一 部 改 正 障 発 0330 第 12 号	一 部 改 正 障 発 0330 第 12 号
平成 28 年 3 月 30 日	平成 28 年 3 月 30 日
一 部 改 正 障 発 0331 第 17 号	一 部 改 正 障 発 0331 第 17 号
平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 3 月 31 日
一 部 改 正 障 発 0330 第 5 号	一 部 改 正 障 発 0330 第 5 号
平成 30 年 3 月 30 日	平成 30 年 3 月 30 日
一 部 改 正 障 発 0327 第 31 号	一 部 改 正 障 発 0327 第 31 号
平成 31 年 3 月 27 日	平成 31 年 3 月 27 日
<u>一 部</u> 改 正 障 発 0330 第 3 号	最 終 改 正 障 発 0330 第 3 号
令 和 3 年 3 月 30 日	令 和 3 年 3 月 30 日
<u>最 終 改 正 障 発 0331 第 5 号</u>	

改 正 後	現 行
<u>令和 4 年 3 月 31 日</u> 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 123 号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号）については、本年 3 月 14 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底	都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 123 号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号）については、本年 3 月 14 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底

改 正 後	現 行
を図られたい。 なお、平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031011 号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成 24 年 3 月 31 日限り廃止する。ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。 記 第一 届出手続の運用 （略） 第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項 1 通則 （略） 2 障害児通所給付費等 （1）及び（2） （略） （3）放課後等デイサービス給付費 ① 放課後等デイサービス給付費の区分 放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定	を図られたい。 なお、平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031011 号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成 24 年 3 月 31 日限り廃止する。ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。 記 第一 届出手続の運用 （略） 第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項 1 通則 （略） 2 障害児通所給付費等 （1）及び（2） （略） （3）放課後等デイサービス給付費 ① 放課後等デイサービス給付費の区分 放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定

改 正 後	現 行
することとされており、具体的には、次のとおりであること。 なお、障害児の医療的ケア区分等により、算定する単位が(1)から(4)又は(一)から四に分かれるが、当該取扱いは1の(4の2)を参照すること。 (一) 通所報酬告示第3の1のイ(1)<u>及びロ</u>を算定する場合 ア～イ (略) (一の二) (略) (二) 通所報酬告示第3の1のハを算定する場合 ア 就学児が重症心身障害児であること。 イ 指定通所基準第六十六条第<u>四</u>項の基準を満たしていること。 (二の二)～(四) (略) ②～⑱ (略) (4)～(5) (略) 第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（平成 24 年厚生労働省告示第 123 号。以下「入所報酬告示」という。）に関する事項 (1) 福祉型障害児入所施設給付費 ①～⑫ (略) ⑬ 地域移行加算の取扱い (一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると	することとされており、具体的には、次のとおりであること。 なお、障害児の医療的ケア区分等により、算定する単位が(1)から(4)又は(一)から四に分かれるが、当該取扱いは1の(4の2)を参照すること。 (一) 通所報酬告示第3の1のイ(1)を算定する場合 ア～イ (略) (一の二) (略) (二) 通所報酬告示第3の1のハを算定する場合 ア 就学児が重症心身障害児であること。 イ 指定通所基準第六十六条第<u>三</u>項の基準を満たしていること。 (二の二)～(四) (略) ②～⑱ (略) (4)～(5) (略) 第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（平成 24 年厚生労働省告示第 123 号。以下「入所報酬告示」という。）に関する事項 (1) 福祉型障害児入所施設給付費 ①～⑫ (略) ⑬ 地域移行加算の取扱い (一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると

改 正 後	現 行
見込まれる障害児の居宅生活（18 歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中 2 回に限り加算を算定するものである。 また、障害児の退所後 30 日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として加算を算定するものである。 なお、令和 <u>6</u> 年 3 月 31 日までの間は、退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できるととする。 （二）～（六） （略） ⑭～⑱ （略） （2） 医療型障害児入所施設給付費 （略） 第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項 （略）	見込まれる障害児の居宅生活（18 歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中 2 回に限り加算を算定するものである。 また、障害児の退所後 30 日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として加算を算定するものである。 なお、令和 <u>4</u> 年 3 月 31 日までの間は、退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できるととする。 （二）～（六） （略） ⑭～⑱ （略） （2） 医療型障害児入所施設給付費 （略） 第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項 （略）